

参 考

- 参考資料 1 第六期長期計画・調整計画策定の経過
- 参考資料 2 武蔵野市自治基本条例
- 参考資料 3 武蔵野市長期計画条例
- 参考資料 4 各分野における個別計画
- 参考資料 5 用語説明

※第六期長期計画・調整計画 討議要綱（令和 5（2023）年 2 月 1 日公表）に対するパブリックコメント等への「策定委員会の考え方」は、市ホームページに掲載している。

https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/sogoseisakubu_shisaku_keikaku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/1041312.html

※右記二次元コードからもご確認いただけます。



第六期長期計画・調整計画策定の経過

第六期長期計画・調整計画策定にあたっては、令和4（2022）年5月より様々な形で市民意見の聴取に取組み、8月には調整計画策定委員会を設置した。策定委員会では、各種計画や報告書等を参考に議論が必要と思われる課題について検討し、令和5（2023）年2月に「討議要綱」を公表した。※詳細は計画案2ページ参照

ここでは討議要綱公表後に実施した市民ワークショップ及び中高生世代との意見交換の実施結果についてまとめたものを下記のとおり掲載する。

（1）市民ワークショップ

令和5（2023）年2月に公表した「討議要綱」について、広く市民意見を聴取するため、3月に市民ワークショップを実施した。市民ワークショップは普段市政に参加する機会があまりない市民から広く意見をいただくことを目的に無作為（ランダム）抽出によって参加者を募集するとともに、コロナ禍において広く参加の機会を確保するため、対面及びオンラインで実施した。

本ワークショップの主な内容は、以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。

https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/sogos_eisakubu_shisaku_keikaku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/1043935/index.html

【市 HP】



①概要

日程	会場	参加者	当日の流れ
3月5日（日）	対面 （芸能劇場）	31名	(1) ワークショップ及び計画策定の流れを説明 (2) グループワーク 【前半】 討議要綱に関する市職員の説明を聞いて感じたこと（期待や不安等） 【後半】 期待を実現するため・不安を解消するために市民の力で何ができるか、行政からどのような支援が必要か (3) 全体共有
3月12日（日）	オンライン （ZOOM）	24名	

対象者：住民基本台帳から無作為抽出（ランダム）で抽出した市民2,000名のうち、参加を希望された方

その他：全体及び各グループでの進行は、市民ファシリテーターが実施

②主な意見

テーマ (分野)	説明を聞いて感じたこと	市民の力でできること等	計画案 関連ページ
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が地域のコミュニティやボランティア等に参加できるきっかけづくりが必要。 ・福祉はボランティアのイメージがある。給与収入を伴うような福祉の形を検討してもよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろから近所の方と知り合いになっておくことが防災にもつながる。 ・シニア世代の就労支援として、市民参加型で担えるような仕組みを、行政と市民で検討する。 	<p>29 ページ</p> <p>33 ページ</p>
子ども・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・「むさしのクレスコーレ」やヤングケアラーの問題について、市民や当事者である子どもが認識していない。 ・子育てしていると孤立しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシやポスターなどを活用し、支援内容や支援施設があることを周知する。子ども食堂や勉強する場を備えた相談できる施設「駆け込み寺」があるとよい。 ・近所付き合いを通して、困っている人を市民同士で見つける。それらでできた学校や保育園以外のコミュニティは防災などにも役立つと思う。 	<p>39、40 ページ</p> <p>36～38 ページ</p>
平和・文化 ・市民生活	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争体験の次世代への継承が必要ではないか。 ・コミュニティセンターで何をやっているのか知らない。まちの情報を得られるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争経験者が若い人たちに伝承・継承する機会を創出する。 ・まずはコミュニティセンターに行くようにして、利用してみる。 	<p>44 ページ</p> <p>48 ページ</p>
緑・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地の緑が減少していることは知らなかった。 ・ごみの分別が徹底されていない。特に若い世代にどのように分別の意識を根付かせるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に触れる機会が少ないため、保育園などと連携し、樹木を植える体験会を実施する。 ・ごみ分別に関する市民クイズを実施し、わかりやすく楽しく分別を学べる機会を創出する。 	<p>57 ページ</p> <p>59 ページ</p>
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺駅前の景観が年々劣化していると感じている。看板に規制をかけるなど工夫できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前の看板は、自由に掲載できる場所とそうではない場所をつくり、まちづくりを意識した良好な景観を維持する。 	<p>64 ページ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車専用道路を利用する方が多いと感じている。利用者が集まれるような工夫ができるとうい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公園横のサイクリングロードの終点をエコ re ゴートにし、周辺に商店やカフェなどを併設することで、賑わいを創出する。 	67、68 ページ
行財政	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所に来庁し、行政サービスを受ける機会が稀であるため、どの部署でどのようなサービスを受けられるかわからない。 ・市報を読まない。若い世代に市の取り組み内容を知ってもらうことが重要。情報が多様化する中で大事な情報が埋もれてしまうのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に行政サービスを利用した際に、感想や改善点を市に対して意思表示することでよりよいサービスの向上につなげる。 ・自分から情報を取りに行く姿勢が大事。月に2回配布される市報に目を通し、家族や友人、近所の方と共有する。週1回「武蔵野市」を検索する。 	74 ページ 73、74 ページ

③当日の様子



(2)「住んでる・住みたい武蔵野市を中高生世代が考えよう」

～あなたが住みたい・推したい 武蔵野市ってどんなまち？～

普段市政に参加する機会があまりない中高生世代の意見を計画案に反映するため、策定委員会と中高生世代の意見交換を実施した。意見交換は、グループに分かれてフリートーク形式で行い、若手職員をサポート職員として配置するなど、中高生世代が話しやすい環境となるよう工夫を行った。本意見交換の主な内容は、以下のとおり。報告書は市ホームページに掲載している。

【市HP】

https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/sogo_seisakubu_shisaku_keikaku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/1043683.html



①概要

日程	会場	参加者	当日の流れ
5月28日(日)	むさしのエコ re ゾート	27名	(1) 事業概要及び計画策定の流れの説明 (2) グループトーク (3) 策定委員による全体共有

②主な意見

グループ	中高生世代の主な意見と策定委員からのコメント
Aグループ	<p>【武蔵野市の推しポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い人が多い。学生が参加できるイベント、集える場所が多くある。 ・子ども向けの公園が充実している。遊具の種類が豊富。 ・親に心配されない距離で友達と吉祥寺の賑わいを楽しめる。 ・塾の後、そのまま好きなお店に直行できる。 ・交通の便がよい。 ・ジャンボリーは地域の人と交流できるよい機会。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達と過ごす学校（部活、教室、委員会）、家族と過ごす家が安心できる場所。 ・学校の相談室や保健室は悩みがあっても気軽に行けない。もっと雑談できる場所がよい。 ・プレイスは入る勇気がなく、利用していない。使い方がわからない。 ・子どもだけで遊べる場所が少ない。 ・学生の声が届けられる機会がもっと増えてほしい。 ・市から中高生世代に向けた情報をわかりやすく提供してほしい。(アプリの通知など、自分から取りにいかなくてもいいような形) ・ボールが使えるところがない。(バスケができない。中学生以上は利用できない。住宅地なので音がうるさいと利用できない。) ・部活以外に学校全体で盛り上げられるイベントが少ない。(体育祭、音楽

	<p>祭のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人とのつながり、近所づきあいのある町。地元の人が声をかけてくれる関係性は大切。 ・子どもの医療費無料はありがたい。子育てしやすい。 <p>【策定委員からのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高生以上がボールで遊べる場所がない、公園の制限が多いという課題を知ることができた。 ・子ども向けの様々なイベント等の情報がまとまった形でとれる、市が運営する子ども向けのポータルサイトがあるといい、という意見はすごく良さそうだと感じた。 ・相談窓口のような悩み相談のための場所というよりは、普段からいろいろな人と雑談等をして、その中で悩みを相談して、というような形で新しい居場所や空間、関係性があるといい、という中高生の声を聞くことができた。
Bグループ	<p>【武蔵野市の押しポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の宿泊行事が楽しい。 ・井の頭公園、中央高架下公園、吉祥寺のラウンドワンで遊べる。 ・「吉祥寺」があること自体がブランド。住みたいまちランキングで上位になっている。市外在住なので、いつか武蔵野市に住みたい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺駅から商店街までの入口が、人が多すぎて歩きにくい。 ・無電柱化してきれいになってほしい。 ・通学路が狭く、ガードレールがないのにトラックが通るのが怖い。 ・学習者用コンピュータについて、学校によって活用度合いの差がある。学校で充電できないルールになっている。 ・改築中の中学校の仮設校舎が揺れる、すぐに壁に穴が開く。校庭が狭い。 ・学校でクラスになじめない子や外国の人と交流する機会が増えるといい。 ・不登校の子がいる。どうしているか気になるけど、もともと仲の良い子ではないので、よく分からない。 ・公園にバスケットゴールがあるといい。 ・休日に吉祥寺駅に停まらない電車があるのはなぜ？ <p>【策定委員からのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺がブランドであって、市外から通っている子からは「いつか住みたい」という言葉が出てきてうれしいと思った一方で、にぎわいは良いが通学時に歩きづらいという意見もあり、中高生だから聞けるというような話が聞けて良かった。 ・学校によってパソコンの教育のレベルが違うということについては、すぐにでも改善できると良いと思った。 ・居場所については、学校や住んでいる地域によってかなり違いがあるため、もう少し改善できたらいいと感じた。

Cグループ	<p>【武蔵野市の押しポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・公園・医療なんでも揃っていて（その気になれば）市内から出なくても生活できると思えるところ。 ・環境への取組みが進んでいること。エコ re ゴートが好き。 ・地域での活動が盛んなこと。地区によっては PTA とは別の保護者団体があり、学校の中のことは PTA、学区域のことは保護者団体が行っていると聞いた。 ・新宿や渋谷と比べ治安が良く、騒々しくないところが良い。 ・将来は吉祥寺に住んでみたい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が武蔵野市の良さに気が付いていないのでは。 ・（全体としてはきれいな街だとは思いますが）ごみ箱が少ないせいか公園にごみポイ捨てがされていることがあり残念。 ・商店街で食べ歩きをしたいがごみは買ったお店でしか捨てられない。商店街で協力してごみ箱が設置できるとうれしい。 ・リスニングの勉強中に選挙カーの音がして困ったことがある。 ・プッシュ型の情報にはあまり興味はない。また、紙でのお知らせは読まないと思うし、保管もしない。ネットの情報であれば必要に応じて見るかもしれないが、市の HP など文章が多くて難しい。 ・学校にも外国の方はたくさんいる。特別な存在ではなく、共にいるのが前提。 ・学校給食で苦手な食べ物があり、食べ終わるまで昼休みもとれず、みんなの前で居残りさせられたのが今でもトラウマとして残っている。 <p>【策定委員からのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市は公園や緑、海外の交流等が充実しているという意見があり、参加者の方が市政に対しての満足度が高いことを知ることができた。 ・給食の好き嫌いについて対応する指導は栄養等の視点から必要だが、嫌な記憶として残っているとの意見が多く、指導の内容が気になった。 ・多文化共生については、前提として多様な方がいることを受けとめ、文化を受け入れていくという共通の意見がありうれしく感じた。
Dグループ	<p>【武蔵野市の押しポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内でいろいろな事が完結できるまち -なんでも揃っている、なんでもできるまち。 ・自然豊かで公園も多い、小さい子や家族連れも多い。 ・吉祥寺は住みたいまちランキングでも上位。 ・交通の便が良い ・治安の良いところに住みたい。治安は良いと思う ・（市内在住）これからも住み続けたい、（市外在住）いつか住みたい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で休校が多かった。宿泊行事がなくなって悲しかった。 ・タブレットで授業の配信があったが、クラスによって進捗の差があり、試験範囲などで対応が必要な事があった。 ・SNS 使用時には顔や場所が特定されないように気をつけている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市のHPは見たことがない。何か必要な事態がおこらなければ見に行く事はないと思う。SNSやLINEなら見るかもしれないが限られた時間でわざわざ市の情報にアクセスするかは疑問。 ・子どもの権利条例については学校で授業での取組みがあったが今の所はそういうものがあるのだなという理解。 ・市内でも街灯の間隔が遠い、明るくない場所があるので深夜塾帰りに不安を感じる事がある。 ・学校以外の過ごし方：オンラインや学校の近く（市外）で遊ぶ。吉祥寺駅周辺、カラオケなどで遊ぶ。 ・好きなことと将来の仕事をどう結びつけようか。どう選ぶ。 ・大人って楽しい？ <p>【策定委員からのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊ぶところや公園、緑が多いという良い意見がある一方で、雨の日は長時間待たないとバスに乗れない、夜暗いところがある等の武蔵野市に対する意見を知ることができた。 ・コロナ禍における学校生活では大変だった点もあるが、友達同士助け合っとうまくいった、制限がある中でも楽しめたという声を聞くことができたことは非常に印象的で良かった。 ・市の様々な情報を若い世代に知ってもらい、参加してもらうためには、SNSをどう活用していくかがポイントであると感じた。
Eグループ	<p>【武蔵野市の押しポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺にはたくさんのお店があり、市外の人も知っている。个性的なお店も多く、よく遊びに行く。 ・緑が豊かで井の頭公園など公園がたくさんある。市役所前の桜もとてもきれい。 ・電車やバス（ムーバス）など交通の便がよい。 ・学校給食がおいしい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三鷹駅近く（サミット付近）の歩道が狭く、バスや車の通りが多いため危険と感じたことがある。 ・学習者用コンピュータが一人一台配付されているため、図書館に行って、調べものや勉強をする機会が少ない。 ・部活動は選択肢が少ないため、消去法で選んだ。 ・放課後に自由に遊べる児童館などの施設があるといい。 ・参加特典は図書カードもよいが、地域で使用可能な割引券などでもよいのではないか。 <p>【策定委員からのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなが大人になって一人暮らしをしたときに、武蔵野市に住み続けたいと言ってくれたことがとてもうれしかった。 ・武蔵野市のいいところとして、緑が多い、公園が大きい、桜並木がある、吉祥寺はいろんなお店があって良い等の意見があり、一方で、交通面では危険なところがあるという意見があり、中高生世代の武蔵野市に対する感覚を知ることができた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生世代が参加する特典として、地域のお店で使えるクーポン券も面白いのではないかという話は、今後の参考になると思った。
F グループ	<p>【武蔵野市の推しポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園が多い。友達と公園内でよくおしゃべりをして過ごす。 ・治安が良い。マンションに住んでいても自転車を盗まれたことがない。 ・まちがキレイ。市外の学校に通っているが、道端のゴミが多い。 ・吉祥寺はお店が多く、何でも揃うので都心に行く必要がない。 ・交通の便が良い。吉祥寺から新宿や渋谷に行きやすい。 ・コミセンがある。楽器の練習や勉強のためによく利用する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に使える屋内があまりない。コミセンも混んでいる。 ・公園にバスケットゴールやスケボー施設がほしい。 ・公園で球技ができるようにしてほしい。小学生の球技は安全だから、小学生には使わせても良いのではないか。 ・お金がかかる施設や予約が必要な施設は使いづらい。 ・東や西の地域からは、市役所周辺のスポーツ施設へのアクセスが悪い。ムーブスが無償だと市役所周辺の施設へアクセスしやすくなる。 ・子どもたちの居場所を自分たちで管理することも良いのではないか。 ・自ら市政に関わりたい、一緒に取り組みたいと思っている中高生世代は結構いる。 ・SNS は究極の口コミなので、SNS を用いて自分たちの視点で若い世代へ情報発信する。そのためのインセンティブを与えると良いのではないか。 <p>【策定委員からのコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の施設や施策を知らないという話があり、中高生が中心となって SNS 等により情報発信するという意見やインセンティブ付きの口コミが良いといった意見など、非常に実利的な話が出て勉強になった。 ・公園で球技を使えるようにしてほしい、特に小学生のボール遊びは危険性がないので、小学生には認めてほしいという意見にはなるほどと思った。 ・体育系運動施設が中央地区に集中しているので、高校生以下はムーブスを無償化して、それぞれの学区から中央地区へ行く安全と無料を確保するというのは考えられないかと思った。 ・様々な意見が出る中で、中高生自らが考えて動いていく、そういったことはできるし、やりたいという声が上がったことは、一番良かったと思うし、そういった施策を位置付けることができないか考えたい。

③当日の様子



《武蔵野市自治基本条例》

令和 2 年 3 月 24 日 条例第 2 号

武蔵野市自治基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 市民、議会及び市長等の役割等（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 参加と協働

第 1 節 情報共有（第 9 条—第 13 条）

第 2 節 市民参加（第 14 条・第 15 条）

第 3 節 協働（第 16 条）

第 4 節 コミュニティ（第 17 条・第 18 条）

第 5 節 住民投票（第 19 条）

第 4 章 議会の会議（第 20 条）

第 5 章 議会と市長等との関係（第 21 条・第 22 条）

第 6 章 行政の政策活動の原則（第 23 条—第 29 条）

第 7 章 国及び東京都との関係（第 30 条）

第 8 章 広域的な連携及び協力（第 31 条）

第 9 章 平和及び国際交流（第 32 条）

付則

武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達してきたことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする必要がある。

ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、

これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより、市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。

(基本原則)

第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するように努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。

- 2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。
- 3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。
- 4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

第2章 市民、議会及び市長等の役割等

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする。

- 2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとする。
- 3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。

- 2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとと

もに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。

- 4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。

(議員の役割)

第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。

- 2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。

- 3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。

(市長等の責務)

第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。

- 2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。

- 3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供できるよう努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。

- 4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。

- 3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない。

第3章 参加と協働

第1節 情報共有

(知る権利の保障)

第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。

(情報公開)

第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。

(会議の公開)

第11条 市長等は、自らが主催する会議（当該会議における配布資料及び会議録を含む。）については、これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(説明責任)

第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」という。）の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に

対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

第2節 市民参加

(市民参加の権利及び機会の保障)

第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。

(市民参加の手続等)

第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリックコメント手続を実施するものとする。

(1) 第23条第1項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合

(2) この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定しようとする場合

3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければならない。

(1) 緊急に政策等を行う必要があるとき。

(2) 金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

(3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。

4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に規則で定める。

第3節 協働

第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする。

2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。

第4節 コミュニティ

(コミュニティの位置付け)

第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

(コミュニティづくりの支援等)

第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項(別に条例で定めるものを除く。)について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第4章 議会の会議

第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とする。

2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

第5章 議会と市長等との関係

(審議等の基本原則)

第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。

2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。

3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告(市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会(次条において「委員会等」という。)において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。)を行うよう努めるものとする。

(委員会等への市長等の出席)

第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めがあったときは、原則として出席するものとする。

第6章 行政の政策活動の原則

(長期計画の策定等)

第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画(以下「長期計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

(健全な市政運営等)

第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。

(行政手続)

第25条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(文書管理)

第26条 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書(図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。次項において同じ。)を作成し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

(政策法務の推進)

第27条 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

(行政評価)

第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

(財政援助出資団体)

第29条 市長等は、財政援助出資団体(武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要するものをいう。)の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への適切な指導及び監督を行うものとする。

第7章 国及び東京都との関係

第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

第8章 広域的な連携及び協力

第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力をを行うものとする。

2 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

第9章 平和及び国際交流

第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から施行する。

(武蔵野市議会定例会の回数に関する条例の廃止)

2 武蔵野市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年9月武蔵野市条例第14号）は、廃止する。

(武蔵野市長期計画条例の一部改正)

3 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

参考資料 3

《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

武蔵野市長期計画条例

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(長期計画)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

参考資料 4

各分野における個別計画

分野ごとに課題に応じて個別計画を策定し、計画に基づく市政運営を行っている。多くの計画では、策定にあたって専門的知見を有する学識経験者等や、関係団体に所属する市民、そして公募市民が関わり、またパブリックコメントを受け付けるなど多くの市民意見が反映されており、これらの計画により計画体系が構築されている。長期計画策定にあたっては、市民参加によって策定された個別計画（現在改定中の計画に寄せられた意見も含む）との整合を図っている。

【個別計画一覧】

※令和 5（2023）年 7 月 1 日時点

<p>1 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市第 3 期健康福祉総合計画 ・武蔵野市地域医療構想（ビジョン）2017 ・武蔵野市第 5 期地域福祉計画 ・武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 ・武蔵野市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画 ・武蔵野市障害者計画・第 6 期障害福祉計画 ・武蔵野市第 4 期健康推進計画 ・武蔵野市食育推進計画 ・武蔵野市自殺総合対策計画 ・武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第 3 期武蔵野市特定健康診査等実施計画 <p>2 子ども・教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五次子どもプラン武蔵野 ・第三期武蔵野市学校教育計画 ・武蔵野市学校施設整備基本計画 <p>3 平和・文化・市民生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期武蔵野市産業振興計画 ・第二期武蔵野市観光推進計画 ・武蔵野市農業振興基本計画<令和 3（2021）年度改定版> ・第二期武蔵野市市民活動促進基本計画 ・武蔵野市第四次男女平等推進計画 ・武蔵野市文化振興基本方針 ・武蔵野市コミュニティセンター整備計画 ・武蔵野市文化施設整備計画 ・武蔵野市多文化共生推進プラン ・武蔵野市生活安全計画 ・武蔵野市国民保護計画 ・武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画 ・武蔵野市地域防災計画（令和 4 年度修正） ・武蔵野市耐震改修促進計画（第 2 回改定版） ・第二期武蔵野市生涯学習計画 ・第二期武蔵野市スポーツ推進計画 ・第 2 期武蔵野市図書館基本計画 ・第 2 次武蔵野市子ども読書活動推進計画 <p>4 緑・環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五期武蔵野市環境基本計画 ・武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022 改定版 ・武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（区域施策編）2022 改定版 ・武蔵野市生物多様性基本方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市エコプラザ（仮称）管理運営方針 ・武蔵野市一般廃棄物処理基本計画 ・武蔵野市分別収集計画（第 10 期） ・武蔵野市緑の基本計画 2019 ・仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画 ・仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）の評価と今後の方向性について ・千川上水整備基本計画 ・公園・緑地リニューアル計画 2020 <p>5 都市基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市都市計画マスタープラン 2021 ・武蔵野市バリアフリー基本構想 2022 ・三鷹駅北口街づくりビジョン ・武蔵野市景観ガイドライン ・武蔵野市国土強靱化地域計画 ・吉祥寺グランドデザイン 2020 ・N E X T 吉祥寺 2021 ・武蔵野市自転車等総合計画 ・第 11 次武蔵野市交通安全計画 ・武蔵野市地域公共交通網形成計画 ・武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画 ・武蔵野市第四次住宅マスタープラン ・武蔵野市公営住宅等長寿命化計画 ・武蔵野市道路総合管理計画 ・武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画 ・景観道路計画 ・御殿山通り（武蔵野都市計画道路 7・6・1 号線）整備基本計画 ・武蔵野市下水道総合計画（2023） ・武蔵野市下水道ストックマネジメント計画 ・武蔵野市下水道事業経営戦略（2023） <p>6 行財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 ・武蔵野市行財政改革アクションプラン（令和 3～6 年度） ・第 2 期武蔵野市公共施設等総合管理計画 ・武蔵野市公共施設保全改修計画 ・武蔵野市人材育成基本方針 ・第 8 次職員定数適正化計画 ・武蔵野市特定事業主行動計画 ・職員研修計画 ・第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和 3 年度改定版） ・武蔵野市第七次総合情報化基本計画 ・武蔵野市自治体 DX に関する全体方針
--	---

頁	用語	ふりがな	説明
あ行			
27,40, 41,45, 72	ICT	あいしーていー	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI(人工知能)、ビッグデータ、IoT(モノのインターネット)、クラウド等の技術があり、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等のソフトウェア、SNS等のサービスを含める場合がある。近年は、ICTの推進に代わり、DXという言葉が一般的に使われるようになった。
67	ITS	あいていーえす	「Intelligent Transport Systems(高度道路交通システム)」の略。最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、安全運転の支援、交通管理の最適化、道路管理の効率化等を目指す。道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。
51	アーバンスポーツ	あーばんすぽーつ	広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由により、都市住民が参加しやすい都市型スポーツのことで、スケートボード・スポーツクライミング・バルクール・インラインスケートなどを指す。
13	RPA	あーるぴーえー	「Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略。人間が行うキーボードやマウス等の定型的なパソコン操作を自動化する技術。
69	あんしん住まい推進協議会	あんしんすまい すいしんきょうぎ かい	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第51条の規定に基づき、住宅の確保に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置等について協議するための組織。自治体、関係する業界団体等で構成される。令和4年12月に設置。
49	アンテナショップ 麦わら帽子	あんでなしょっぷ むぎわらぼうし	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報等を発信しているアンテナショップ。平成13(2001)年10月吉祥寺中道通り商店街にオープン。
29	いきいきサロン	いきいきさろん	おおむね65歳以上の高齢者を対象に、週1回以上、5名以上で、介護予防や認知症予防のプログラム(2時間程度)を行う「通いの場」。地域住民団体・NPO法人・民間事業者等が運営しており、市はその団体等へ補助や支援を行う。高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的としている。平成28(2016)年7月事業開始。
7,35,39	生きる力	いきるちから	各学校で教育課程を編成する際の基準として文部科学省が定める学習指導要領の理念。具体的には、「確かな学力(知)」、「豊かな人間性(徳)」、「健康・体力(体)」の3つのバランスがとれた力を指す。本市では、学校教育に加え、幼児教育や青少年健全育成の場面においても、同理念に基づいた各種事業を実施する。
63,65, 70	(一財)武蔵野市開発公社	いちざいむさしの しかいはつこう しゃ	昭和39(1964)年に吉祥寺駅周辺都市計画事業が計画決定されたことにより、計画該当地で移転を要する商業者への対策と、吉祥寺発展の拠点的役割を担う商業核となる施設建設を推進するため、昭和43(1968)年8月に設立。現在は、事業対象区域を吉祥寺地区から全市に拡大し、まちづくり事業全般に取り組んでいる。
69	一般延焼遮断帯	いっぱんえんしょう しゃだんたい	「延焼遮断帯」とは、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす帯状の不燃空間のこと(道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、これらと近接する耐火建築物等により構成)。震災時の避難経路や、救援活動時の輸送ネットワーク等の機能も担う。延焼遮断帯は、防災上の重要度から、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」と、それ以外の「一般延焼遮断帯」に分けられる。
30	医療DX	いりょうでいー えつくす	保健・医療・介護の各段階(疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など)において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること。
22,31, 38,40	医療的ケア児	いりょうてきけあ じ	日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。
31	医療的ケア児コーディネーター	いりょうてきけあ じこーでいねー たー	医療的ケア児の家族からの相談や保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関につなぐ役割を担う。

頁	用語	ふりがな	説明
30	医療連携訓練	いりょうれんけい くんれん	総合防災訓練の一環として実施している災害時の医療連携訓練のこと。市内で指定されている3カ所の災害拠点(連携)病院の周辺に緊急医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ・手当・搬送・情報伝達等を行う訓練。災害時は武蔵野市五師会の各医療関係者等が自身の診療所等を閉院して参集し、医療活動に従事する。
40	インクルーシブ教育	いんくるーしぶ きょういく	障害者の権利に関する条約(日本は平成26(2014)年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある人と障害のない人が共に学び共生社会の実現を目指すもの。障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
40	インクルーシブ教育システム	いんくるーしぶ きょういくしすて む	障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重しあい、多様なあり方を相互に認め合える共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みのこと。
14.52	インバウンド	いんばうんど	外国人が訪れてくる旅行のこと。または外国から訪れる旅行者のこと。
62	ウォークアブル	うおーかぶる	道路や沿道建築物、公園などのまちなかを、居心地良く、ひと中心の空間にすることで、街に出かけたくなり、歩きたくなること。世界の多くの都市が車中心からひと中心の空間へと変化し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられていることなどを踏まえ、近年では国内でも「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指した取組みが進められている。
46.56	雨水浸透施設等	うすいしんとうし せつとうなど	浸透ますやトレンチ等の雨水を地下に浸透させる施設や貯留による洪水調節機能と浸透による流出抑制機能・地下水かん養機能を併せもった施設のこと。
12.13, 77	AI	えーあい	「Artificial Intelligence(人工知能)」の略。推論・判断等の知的な機能を人工的に実現するための研究や、これらの機能を備えたコンピュータシステム。また、近年では大量のデータを学習したモデルによって、画像、テキスト、音声、プログラムコード、構造化データなどを生成できる「生成AI」が注目されている。その代表例として、AIを研究するアメリカの企業「Open AI」により公開された、自然な対話形式でAIが回答する「Chat GPT」が話題となっている。
24	エキスパート(長期的専任職)	えきすぱーと (ちょうきてきせ んにんしよく)	武蔵野市では平成26(2014)年度にゼネラリスト(総合職)とエキスパート(長期的専任職)を選択できる複線型人事制度を導入した。エキスパートとは、特定の分野・部門で業務に精通・習熟し、長期的にその分野・部門で専門的スタッフとして、業務の企画及び運営に当たる職。福祉・税務・債権管理・ICTの4分野。一般事務職の主任(在職10年以上・主任在位3年以上)・係長・課長補佐級が対象。
14	SDGs	えすでいじーず	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための17の国際目標。
56	エネルギー地産地消	えねるぎーちさ んちしょう	その地域の需要に合ったエネルギーを地域独自に生産し、その地域で消費すること。地域でエネルギーを生産することによる経済の活性化や再生可能エネルギー利用による二酸化炭素の排出削減等、環境負荷の軽減が期待される。
8,63	エリアマネジメント	えりあまねじめ んと	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民や事業主、地権者等による主体的な取組み。
53	援農ボランティア制度	えんのうぼらん ていあせいど	農業の担い手不足に対応するため、原則として無償で農業生産者を支援するボランティア制度のこと。都内では、区市町村を単位とした援農ボランティア制度が一部地域で運営されているほか、都が主体の広域援農ボランティアが存在している。
75	延命化	えんめいか	第2期公共施設等総合管理計画において、日本建築学会発行「建築物の耐久計画に関する考え方」で構造種別ごとに設定されている等級の代表値を「基本の目標耐用年数」と設定したうえで、予防保全等により建物の躯体を健全に保ち、「基本の目標耐用年数」まで使用できるようにすることを「長寿命化」と定義している。一方、日本建築学会が示す目標耐用年数は20~30年の幅があることから、躯体の健全度や機能性、経済性等を総合的に評価して、基本の目標耐用年数をさらに10~20年程度延伸して施設利用を図れる様にすることを、「延命化」と定義している。

頁	用語	ふりがな	説明
63,64	屋外広告物	おくがいかうこくぶつ	屋外広告物法で、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、貼り紙などを指す。 本市の屋外広告物に関する申請受付や許可に関する事務は、広告物の表示場所や種類によって、東京都屋外広告物条例に基づき、本市と東京都で分担している。なお、市では、都の条例による規制に加え、一定規模以上の建築に伴う広告物の設置に際しては、平成29(2017)年度からまちづくり条例及び景観ガイドラインによるきめ細かな景観誘導を行っている。しかしながら、建築を伴わない独立した広告物等はまちづくり条例の対象とならず、都の条例に基づく従前の規制内容に留まっている。これらの広告物をよりきめ細かく規制・誘導する手法について検討することが求められている。
58,63	オープンスペース	おーぶんすぺーす	公園・広場・道路・農地等の建物の建っていない空間。開発事業等により生み出される歩道状空地や公開空地、広場等も含まれる。
か行			
69	外郭環状線の2	がいかくかんじょうせんのに	東京外郭環状道路(外環)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。その外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として昭和41(1966)年に都市計画決定した地上部の街路を外郭環状線の2という。
68	概成道路	がいせいどうろ	都市計画法に基づき定める都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないが、ある程度の車線数は有するなど、概ねの機能を満たしている道路を言い、多摩地域では現況幅員が8m以上の道路のこと。
22	介護職・看護職Reスタート支援金	かいごしょく・かんごしょくりすたーとしえんきん	介護職等の人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設等に就職した方に対し、支援金を支給する。
30	かかりつけ医	かかりつけい	健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。かかりつけ医をもつことで、一般的に、日頃の健康状態を知ってもらえる、症状に応じた専門家の紹介がスムーズ、病気の予防や早期発見・早期治療にもつながる等のメリットがある。
11	家計急変者	かけいきゆうへんしゃ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和5(2023)年度分の住民税均等割非課税相当の事情にあると認められる人。
41	学校運営協議会機能	がっこううんえいきょうぎかいきのう	教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関を有する機能。平成29(2017)年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されている。学校運営協議会には、主に以下のとおり3つの役割がある。 ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる
40	学校司書	がっこうししょ	学校図書館法に規定され、本市が小中学校に配置している非常勤職員。学校図書館の環境整備、子どもたちが利用する際の支援や授業での活用の補助を行う。これまで以上に教職員や児童生徒のニーズに対応できるよう、令和5(2023)年度に「学校図書館サポーター」から名称変更するとともに勤務時間を拡大した。
40	家庭と子どもの支援員	かていとこどものしえんいん	不登校傾向の児童生徒に対し、学校の教職員の指導のもと、地域人材や大学生等の有償ボランティアが登校支援、保健室等での話し相手や学校生活の支援等を行っている。令和4(2022)年度から、教室以外の居場所で不登校傾向の児童生徒を継続的に支援できるように市の会計年度任用職員を配置し、教職員やスクールソーシャルワーカー、派遣相談員等と連携して児童生徒の支援を行っている。
58	カーボン・オフセット	かーぼん・おふせつと	日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方。
11,58	カーボンニュートラル	かーぼんにゅーとらる	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて実質的にゼロにすることを意味する。

頁	用語	ふりがな	説明
23,56	気候市民会議	きこうしみんかいぎ	無作為抽出などによって選ばれた市民が、気候変動対策について話し合う会議。その開催は欧州各国で広がりを見せており、日本国内でも開催されている。本市では、気候変動の現状に詳しい講師によるレクチャーを踏まえた上で、地球温暖化に対する目指すべきまちの姿や、一人ひとりの関心と行動を変えていくための取り組みについて市民目線で話し合いを行った。
61,68	狭あい道路	きょうあいどうろ	幅員4m未満の狭い道路のことで、建築基準法第42条第2項などに指定されているもの。
22	教育支援センター	きょういくしえんせんたー	乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる機関で、本市の教育委員会で設置。来所、電話での相談に加え、小中学校への臨床心理士(相談員)の派遣も行う。大野田小学校内にあり、不登校児童生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)を併設している。なお、日本語指導などを行う帰国・外国人教育相談室は、第四中学校内に分離して設置している。
46,69	緊急輸送道路	きんきゅうゆうそうどうろ	東京都が指定する、震災時の救急救命・消火活動、物資の輸送などを円滑に行うための道路のこと。緊急輸送道路のうち、応急対策の中核を担う都庁本庁舎や区市町村庁舎などを連絡する道路として、特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると認められる道路を「特定緊急輸送道路」、それ以外の道路を「一般緊急輸送道路」とする。市内では、三鷹通り(一部)、井ノ頭通り、五日市街道(一部)が特定緊急輸送道路として指定されている。
45	緊急輸送道路沿道建築物	きんきゅうゆうそうどうろえんどうけんちくぶつ	新耐震基準(昭和56(1981)年6月1日施行)導入以前に建築されたもので、緊急輸送道路に接するもののうち、高さがおおむね道路幅員の1/2以上の建築物のこと。
61,68,70,71	区画道路	くかくどうろ	幹線道路など一定程度の幅員を持つ道路間を接続するための本市の構想道路のこと。道路ネットワークの補完や個々の宅地間の通行のために利用されている。
56	グリーンインフラ	ぐりーんいんふら	自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりや地域づくりを進める取り組みや考え方。本市の取り組みとして、公園・街路・屋上等の緑化や、水循環・雨水流出抑制等のための貯留や浸透などがある。
58	クレジット	くれじっと	カーボン・オフセットに使われるクレジットを指す。再生可能エネルギー(太陽光発電や風力・水力発電など)の導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガス削減・吸収量を、決められた方法に従って定量化し取引可能な形態にしたもの。
66	経営戦略プラン	けいえいせんりやくぷらん	「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画をいう。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とした収支計画がその中心となる。
83,84	経常収支比率	けいじょうしゅうしひりつ	毎年経常的に発生する、容易に縮減することができない人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、税等の経常的な一般財源がどの程度使われているかを表す、財政構造の弾力性を測定する指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。高いほど財政が硬直化し、新たな行政サービスへの対応が困難になるとされている。
8,47	刑法犯認知件数	けいほうはんにんちけんすう	警察において発生を認知した刑法犯の数のこと。
6,21,29	健康寿命	けんこうじゅみょう	健康寿命とは、健康の3要素(身体・精神・社会)が制限されることなく健康な状態で生活することが期待される平均期間を表す指標。現在、本市では、「東京都保健所長会方式」に基づき、「65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表す」としている。
33	健康福祉施策推進審議会	健康福祉施策推進審議会	本市における健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議するため、令和5(2023)年度に設置した会議体。地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者(児)福祉、保健医療、健康増進及び食育推進に係る計画の策定及び評価に関する事項を所管する。
69	検討のプロセス	けんとうのぷろせす	東京都が作成した「外環の地上部の街路について(検討の進め方)」に記載される検討のプロセスのこと。東京外郭環状道路が高架方式から地下方式に変更されたことを踏まえ、地上部街路(外環の2)の必要性やあり方などについて、広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する東京都の方針を取りまとめるプロセス。

頁	用語	ふりがな	説明
32	権利擁護	けんりようご	一般的には、自己の権利を表明することが困難な人のニーズ表明を代弁し、支援することを言う。本市では、生活不安を感じている高齢者・身体障害者や、判断能力が不十分な人（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などの事業を行っている。
62,63	公開空地	こうかいうち	建築物の敷地内の空地又は開放空間のうち、歩道や広場状に整備され、日常一般に公開される部分。
56	公共施設の環境配慮指針	こうきょうしせつのかんきょうはいりよしん	「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向け、今後、改築などが予定されている市の公共施設が達成すべきエネルギー消費性能及び備えるべき設備等に関する基準を定めた指針のこと。
9,24,38,64,72,75,83,88	公共施設等総合管理計画	こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく	地方公共団体が所有する学校や庁舎などの公共施設と、道路や上下水道などの都市基盤施設を合わせた全ての公共施設等を対象に、現状や課題を整理し、その更新、統廃合、長寿命化等、管理に関する基本的な考え方を示すなど、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に公共施設等を管理するための計画の事。 平成26(2014)年度、国から全ての地方公共団体に対して同計画の策定要請があり、本市では平成29(2017)年2月に計画を策定した。その後、令和3(2021)年1月に計画改定に向けた指針が示され、令和4(2022)年3月、第2期計画を策定した。
20,80,86	公債費	こうさいひ	地方自治体の借入金の元金及び利子の返済に要する経費。
22,34	(公財)武蔵野市福祉公社	(こうざい)むさしのしふくしこうしゃ	昭和55(1980)年12月に任意団体として設立。財団法人を経て、平成25(2013)年4月に公益財団法人となった。高齢者や障害者が住み慣れた環境でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護事業、訪問介護サービス事業、生活支援事業(生活支援ヘルパー派遣事業、認知症高齢者見守り支援事業)等を実施している。
23,49,50	(公財)武蔵野文化生涯学習事業団	(こうざい)むさしのぶんかしやうがいがくしやうじぎやうだん	市の指定管理者として芸術文化・スポーツ・生涯学習施設の管理運営を行っている。「(公財)武蔵野文化事業団」と「(公財)武蔵野生涯学習振興事業団」が令和4(2022)年4月1日に合併し、新たに「(公財)武蔵野文化生涯学習事業団」となった。
50	公文書専門員	こうぶんしよせんもんいん	公文書等の適正な管理を支援、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする公文書館法が定める専門職員。アーキビストと呼ばれる。
30,40	合理的配慮	ごうりてきはいりよ	障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるとの理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得よう努めることが求められている。 合理的配慮は、障害者差別解消法に定められた社会的障壁を除くための取組みであるが、施行当初は行政機関等のみ義務化されており、事業者については努力義務であった。 同法律は令和3(2021)年5月に改正され、令和6(2024)年4月以降は事業者においても合理的配慮の提供は義務化される。
30	心のバリアフリー	こころのばりあふりー	障害のある人や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁(バリア)を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
22,36	子育て世代包括支援センター	こそだてせだいほうかつしえんせんたー	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を指す。センターの機能は①ワンストップ相談窓口において、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握したうえで、情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようにきめ細かく支援を行うこと、②地域の関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて社会資源の開発を行うことである。本市においては、令和3(2021)年度より、健康課母子保健係、子ども家庭支援センター、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の5カ所の連携により実施している。令和6(2024)年度に子ども家庭センターへ移行する。
36	子ども家庭センター	こどもかていせんたー	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う体制。令和6(2024)年4月施行の改正児童福祉法により、「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」及び「子育て世代包括支援センター(母子保健)」の設立意義や機能を維持した上で、一体的な組織として設置することが、市町村の努力義務となる。子ども家庭センターでは、責任者であるセンター長をトップとした指揮命令系統を確立し、児童福祉、母子保健の両分野の専門職が一体的に支援を行うことが求められる。

頁	用語	ふりがな	説明
36	子どもプラン武蔵野	こどもぶらんむさしの	子ども・子育てに関わる施策の方向性を示す基本計画。計画期間は5年間。現行の第五次子どもプラン武蔵野(計画期間:令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)は、第六期長期計画の分野別アクションプランとして、子ども・教育分野だけでなく、福祉、環境、まちづくり等の各分野も含めて、市が行う子どもに関わる施策を総合的にとりまとめたもの。子どもプラン武蔵野は、子どもにかかる法令に基づき、様々な計画を包含して策定されており、令和5(2023)年4月に施行された武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進する計画にも位置付けられる。また、次期プランである第六次子どもプラン武蔵野(計画期間:令和7(2025)年度~令和11(2029)年度)は、令和5(2023)年4月施行のこども基本法に基づく「市町村子ども計画」を包含して策定することとしている。
16	コーホート要因法	こーほーとよういんほう	コーホートとは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団を指す。例えば、令和3(2021)年4月2日~令和4(2022)年4月1日生まれのコーホートは、令和6(2024)年4月1日時点で満2歳、令和10(2028)年4月1日時点で満6歳となり、令和10年度に小学1年生となる人々の集団を指す。コーホート要因法とは、各コーホートについて「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法のこと。
23,48	コミュニティ構想	こみゆにていこうそう	武蔵野市第一期長期計画の策定時(昭和46(1971)年)に取りまとめられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。
23,52	CO+LAB MUSASHINO	こらぼむさしの	令和4(2022)年度より試行実施している事業者連携事業。市内の事業者同士の連携を創出・促進して、新しい商品や事業を開発するきっかけをつくるためのプラットフォーム。実行委員会形式で運営されている。
さ行			
56	再エネ	さいえね	再生可能エネルギー。石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのこと。二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ないものが多い。
72,74,76,77	財政援助出資団体	ざいせいえんじょしゅつしだんたい	本市において、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体のこと。 ■出資団体(9団体) 一般財団法人 武蔵野市開発公社 武蔵野市土地開発公社 公益財団法人 武蔵野市福祉公社 公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団 公益財団法人 武蔵野文化生涯学習事業団(※) 公益財団法人 武蔵野市国際交流協会 公益財団法人 武蔵野市子ども協会 一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団 有限会社 武蔵野交流センター ※公益財団法人 武蔵野文化事業団と公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団が令和4(2022)年4月に合併。 ■援助団体(5団体) 公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 社会福祉法人 武蔵野 武蔵野市民防災協会 株式会社 エフエムむさしの
19	財政力指数	ざいせいりよくしすう	財政基盤の強さや余裕度を示す指標。指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が高い団体であり、1を超えている自治体は普通交付税の交付対象外となる。
33	在宅介護・地域包括支援センター	ざいたくかいご・ちいきほうかつしえんせんたー	主に、在宅で生活を継続する高齢者の総合的な相談に対応する機関。市の委託により、日常生活圏域単位に合計6カ所設置。これら6在宅介護・地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続している。本市では、さらに、直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、全市的な視点から、6カ所のセンター間の総合調整や後方支援等を行っている。
75	債務負担行為	さいむふたんこうい	事業や事務が単年度で終了せず、後の年度においても支出を行う必要がある場合に、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておくことをいう。

頁	用語	ふりがな	説明
23,41	市講師	しこうし	教員の負担を軽減するとともに、児童生徒に対して個に応じたきめ細かい指導を行うことを目的に市が独自で任用する者(教員免許所有者)。教員と協力し、または教員の指示の下で授業を行う。
24,74	市政アンケート	しせいあんけーと	市政に関する市民ニーズの経年的変化を把握し、計画的な行財政運営の資料とするため、市内全世帯を対象に実施しているアンケート。令和元(2019)年度までは毎年実施。以降は市民意識調査と交互に隔年で実施している。
1,4,8,24,73	自治基本条例	じちきほんじょうれい	令和2(2020)年4月に施行。本市がこれまで培ってきた市民自治の理念や市民参加の取組み等、市政運営のルールを明文化した。
72,74	シティプロモーション	していぷろもーしょん	シティプロモーションには地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれ、自治体によってもその目的や捉え方は異なり、多様である。一般的には、地域住民の愛着の形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上など、自らの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指すための一連の活動のことをいう。
22	児童発達支援センター	じどうはつたつしえんせんたー	障害児に児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、障害児通所支援事業者、保育所等その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う施設。武蔵野市立みどりのこども館で実施していた「地域療育相談室ハビット」と「こども発達支援室ウイズ」は、令和2(2020)年4月より、「相談部ハビット」と「通園部ウイズ」として一体化し、市内初の児童発達支援センターとして事業を開始した。
50	市登録文化財制度	しとうろくぶんかざいせいど	武蔵野市文化財保護条例等に基づき、文化財の保存及び活用のための措置が特に必要と市教育委員会が認めるものを「登録文化財」という。令和4年3月18日条例が改正され創設。指定文化財制度と比較して、現状変更等に市の許可が必要ないなど、緩やかな保護措置制度。
29	シニア支え合いポイント制度	しにあささえあいぽいんとせいど	65歳以上の市民が、シニア支え合いサポーターとして指定のボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイントに応じて、寄付やギフト券等を還元する制度。なお、シニア支え合いサポーターの登録には、説明会兼研修会へ参加することが必要となる。平成28(2016)年10月開始。
50,64	シビックプライド	しびっくぷらいど	まちや地域に対して、市民が抱く愛着や誇りのこと。近時、地域活性化に取り組む人々の基礎的な動機として、その重要性が認識されている。
1,24,47,74	市民意識調査	しみんいしきちょうさ	長期計画・調整計画の策定に先立ち、市民の市政に対する考えをうかがうことで、現在行っている事務や事業の満足度のほか、新たな行政課題や多様な市民ニーズを把握することを目的とした調査。無作為抽出による18歳以上の市民を対象に郵送とWEB回収を併用して実施。令和2(2020)年度より、市政アンケートと交互に隔年で実施している。
73	市民ファシリテーター	しみんふぁしりてーたー	市民同士の活発な議論・対話を進めるため、市民ワークショップにおける全体の進行役及び各グループの進行役を務める市民。「地域をつなぐコーディネート力」の養成を目的として実施されていた武蔵野市の事業「コミュニティ未来塾むさしの」の修了生やオンラインワークショップ講座の修了生等が、研修を経て参加している。
34	社会福祉士	しゃかいふくしし	「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。
22,34,48	(社福)武蔵野市民社会福祉協議会	(しゃふく)むさしのしみんしゃかいふくしきょうぎかい	武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37(1962)年に設立され、昭和53(1978)年に社会福祉法人として認可された団体。
59	集団回収	しゅうだんかいしゅう	自治会や子ども会などの地域団体と回収事業者の契約により、資源物を回収する方法で、行政収集を補完する制度。団体には自治体から補助金や回収奨励金が交付されている。本市においては、市域を網羅する自治会組織が無いことから、一部の地区のみで実施されており全市的な取組みに成り難い特性がある。

頁	用語	ふりがな	説明
46,77	受援マニュアル	じゅえんまにゅあ る	大規模災害発生時に、主に全国の自治体や関係機関等からの物資や人員等の支援を円滑に受け入れ、効率的・効果的に活用することを目指すため、事前に決めておく手順やルール、体制等のこと。
30	障害者差別解消法	しょうがいしゃさ べつかいしょうほ う	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
34,37	人材育成基本方針	じんざいいくせい きほんほうしん	長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針のこと。地方公共団体に策定がもとめられており、本市では第五期長期計画に基づき、平成24(2012)年に策定し、平成28(2016)年、令和2(2020)年に改訂を行っている。
12,49	人生100年時代	じんせいひやくね んじだい	長寿化により、100歳まで人生が続くのが当たり前となる時代のことを、英国のリンダ・グラットン氏が長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT(ライフ・シフト)』で提言した言葉。平成29(2017)年に政府により「人生100年時代構想会議」が設置され、同年12月に中間報告が、平成30(2018)年6月には「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられた。
24,58	森林環境譲与税	しんりんかんきよ うじょうよぜい	森林整備による温室効果ガスの削減や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点で新たに創設された国の譲与税。市町村が行う森林整備のための間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発等や都道府県が行う森林整備のための支援等の費用として、令和元(2019)年度より地方の固有財源として都道府県及び市町村に国から譲与される。令和6(2024)年度に課税が開始される国税の森林環境税(市町村が個人住民税均等割とあわせて賦課徴収を行う)が財源となる。
10,11, 22,25, 32	生活困窮者	せいかつこん きゆうしゃ	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
30	生活支援コーディネーター	せいかつしえん こーでいねー たー	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者をいう。
43,44	性自認	せいじにん	自らの性別に関する認識のこと。
43,44	性的指向	せいてきしこう	恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向のこと。
32	成年後見制度	せいねんこうけ んせいど	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人を保護、支援をするための制度。
19,21, 79,82, 89	税連動交付金等	ぜいれんどうこう ふきんどう	法令の定めにより、国税、都道府県税の税收のうち、一定割合が地方公共団体に交付されるもの。地方消費税交付金、法人事業税交付金などがある。
67	セミフラット化	せみふらつとか	歩道の高さが車道よりやや高い(5cm程度)歩道形式。マウントアップ形式(歩道の高さが車道より高い(15cm程度)マウントアップ形式もある。セミフラット化により、横断歩道への接続部や車両乗入部にほとんど勾配が生じなくなる。
23,56	ゼロカーボンシティ	ぜろかーぼんし てい	「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す」旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。本市においては、令和3(2021)年2月24日に、市長が施政方針演説の中で「2050年ゼロカーボンシティ」を表明した。
14	全世代型社会保障	ぜんせだいがた しゃかいほしょう	「全世代型社会保障」とは、全ての世代にとって安心できる社会保障である。年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。

頁	用語	ふりがな	説明
た行			
69	対応の方針	たいおうのほうしん	国土交通省、東京都作成「東京外かく環状道路(関越道～東名高速) 対応の方針」のこと。東京外かく環状道路について国と都が地域から広く意見を聞き、地域ごとに整理した課題に対し、いつ、誰が、どのように対応するかという方針を取りまとめたもの。
78	ダイバーシティ	だいばーしてい	直訳では「多様性」と訳される。人種、性別、年齢、障害の有無等の多様さを認め合い、それを組織や社会の発展・活性化に生かす取組み・考え方のこと。
69	第四次事業化計画	だいによじぎょう かけいかく	第四次事業化計画(東京における都市計画道路の整備方針)は都市計画道路を計画的、効率的に整備するために東京都と特別区及び多摩地域26市2町で策定した計画。東京都と特別区及び多摩地域26市2町が連携・協働で検討を進め、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間で優先的に整備すべき路線を定めている。
31	ダブルケア、トリプルケア	だぶるけあ、とり ぷるけあ	晩婚化や晩産化を背景に、親と子、自分の親と配偶者の親と子など、複数の家族に対する介護や育児を担うこと。
23,45, 49	多文化共生	たぶんかきょう せい	国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいう。 在留外国人の増加・多国籍化や多様性・包摂性のある社会実現の動き等を踏まえ、総務省が地方公共団体に対して多文化共生推進に係る指針・計画の策定を要請したことを受け、本市においても日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を図るために、令和4(2022)年度に武蔵野市多文化共生推進プランを策定した。
65	多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画	たまがわ・あらか わとうりゅういき べつげすいどう そうごうけいかく	流域別下水道整備総合計画とは、水質環境基準の類型指定のなされている水域について、下水道法に基づき策定される下水道整備に関する総合的な基本計画で、流総計画とも呼ばれ、都道府県が策定する。多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画は、東京都が策定しており、本市の公共下水道事業計画の上位計画となる。
42	地域移行	ちいきいこう	部活動における地域移行とは、地域の多様な団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替して生徒の活動機会を確保するもの。文部科学省が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」で、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとされていることも踏まえ、本市では拙速な地域移行は行わず、学校を中心とした着実な地域連携を図り、持続可能な部活動のあり方を検討していく。
32,33	地域活動支援センター	ちいきかつどうし えんせんたー	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定される支援施設。障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他のサービスを提供する施設。 本市では、障害の特性に応じた市内3カ所の施設を地域活動支援センターとして運営しているが、国が定める基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業、相談支援事業等を実施することで機能強化を図っている。
7,28,29, 30,32, 34,45	地域共生社会	ちいききょうせい しゃかい	国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。
61,67	地域公共交通	ちいきこうきょう こうつう	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で定義されている。路線バス、タクシー、コミュニティバス等の地域公共交通とレモンキャブ等の福祉交通がある。
38	地域子ども館事業	ちいきこどもかん じぎょう	小学生の放課後等(早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中)を充実させる施策。地域の小学生が学校内の教室や校庭、図書室を安全な居場所として好きな時に来て、好きな時間だけ過ごせる自由来所型の施設であるあそべえと、保護者の就労や疾病などにより放課後に適切な監護が受けられない児童が、放課後の過ごし方を身につけるための施設であるこどもクラブ(学童クラブ)からなる。

頁	用語	ふりがな	説明
48	地域社協(福祉の会)	ちいきしゃきょう(ふくしのかい)	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内13地域で結成されている。正式名称は「地域福祉活動推進協議会」。
28	地域包括ケアシステム	ちいきほうかけあしすてむ	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。本市では、こうした包括的な支援・サービス提供体制の構築にあたり、地域の様々な主体が関わるという特徴を踏まえ、「武蔵野市におけるまちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言い換えている。
22,33	地域包括ケア人材育成センター	ちいきほうかけあじんざいいくせいせんたー	人材の発掘・養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行い、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の育成と確保の総合的な支援などを実施する。平成30(2018)年12月に開設し、(公財)武蔵野市福祉公社に運営を委託している。
63	地区内環状道路	ちくないかんじょうどうろ	本計画においては、駅周辺を取り囲む幹線道路のことで、駅周辺に目的のない自動車交通の迂回路として機能し、通過交通の流入を抑制する。
40	長期宿泊体験活動	ちようきしゆくはくたいけんかつどう	セカンドスクール及びプレセカンドスクールをいう。市立小学校5年生と中学校1年生が、普段の学校生活(ファーストスクール)では得難い自然体験や生活体験を補完するという意味で、子どもたちが都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動としての「セカンドスクール」を教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として小学校4年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施している。
24,65	長期包括契約方式	ちようきほうかけいやくほうしき	単年度で個別の業務等を契約するのではなく、複数の業務等を一括して複数年契約する方式のこと。
10,12,15,27,30,46,77,78	DX	でいーえつくす	デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であり、一般的に「DX」と略される。本市では、第七次総合情報化基本計画において、DXを「市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげること」と定義している。以前は、ICTの推進という表現が一般的であった。
78	定年延長制度	ていねんえんちようせいど	令和3(2021)年6月に成立・公布された地方公務員法の一部改正(令和5(2023)年4月施行)により、令和5(2023)年度から段階的に地方公務員の定年を現行の60歳から65歳まで引き上げるもの。
56	適応策	てきおうさく	気候関連災害(集中豪雨など)に対する強靱性の強化や、農作物の品種の転換など、気候変動によって起こりつつある影響への対策や備え。
40	デジタル・シティズンシップ教育	でじたる・していずんしつぷきょういく	ICTを使うことが当たり前の社会に求められる「態度や知識・技能を身に付けること」を目指した取組み。市として、態度的側面についてICTを活用する際の課題やその理由を考え、正しい行動に向かう態度等、知識的側面についてデジタル社会における法の理解等、技能的側面についてICTを活用した課題解決能力等、と整理した。
29	テンミリオンハウス	てんみりおんはうす	地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組みに対し、市が年間1,000万(ten-million)円を上限とした運営費補助等の活動支援を行う。現在、市内に7カ所開設されている。
21,76,80,85,86,88,89	投資的経費	とうしてきけいひ	道路、公園、学校、庁舎等の整備に係る費用など。
66	都営水道一元化	とえいすいどういちげんか	水道事業を東京都が一元的に経営すること。本市は単独で経営しているため、将来にわたり安定的な水道事業を営んでいく必要があるという考えから、都営水道との一元化を目指し、都と具体的な課題整理を進めている。
59	特定外来生物	とくていがいらいせいぶつ	海外起源の外来種で、かつ生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす生物。指定された生物の取扱いについては、輸入、放出、飼養、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。

頁	用語	ふりがな	説明
61,68,69	都市計画道路	としけいかくどうろ	都市計画法に基づき定める都市施設のこと。都市高速道路などの専ら自動車の交通の用に供する「自動車専用道路」、都市内におけるまとまった交通を受け持つ「幹線街路」、街区や宅地の外郭を形成する日常生活に密着した「区画街路」、自動車交通以外の特殊な交通の用に供する「特殊街路」の4種類に区分される。
67	都市公園	としこうえん	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する都市計画施設である公園または緑地、及び都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園または緑地。
69	都市高速道路外郭環状線	としこうそくどうろがいかくかんじょうせん	都市高速道路外郭環状線(東京外かく環状道路)は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ延長85kmの道路のこと。世田谷区宇奈根～練馬区大泉間約16kmについては、構造形式を高架方式から地下方式へ都市計画変更している。(平成19(2007)年4月6日告示)
63,65	都市再生推進法人	としさいせいすいしんほうじん	都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものをいう。市町村は、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を、都市再生推進法人として指定できる。都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成を、市町村に提案することができる。
な行			
77	内部統制	ないぶとうせい	地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保すること。
44	中島飛行機武蔵製作所	なかじまひこうきむさしせいさくしょ	中島飛行機株式会社は、第二次世界大戦中まで、ゼロ戦をはじめ、陸海軍の航空機用エンジンを生産していた航空機メーカーである。武蔵野市内には、現在の緑町2丁目・3丁目(一部)と八幡町2丁目・4丁目の一帯に、「武蔵製作所」の東工場(陸軍)、西工場(海軍)、附属病院などがあり、昭和19(1944)年に東京で初めて空襲を受け、合計9回の空爆により壊滅状態となった。戦後、中島飛行機武蔵製作所は閉鎖され、跡地は、電気通信省(現NTT武蔵野研究開発センタ)、東京スタジアムグリーンパーク球場(閉鎖後、主に公団住宅)となり、姿を変えていった。
53	農福連携	のうふくれんけい	農業と福祉との連携のこと。障害者や高齢者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みをはじめ、様々な効果が期待される。
は行			
23,45	パートナーシップ制度	ぱーとなーしっぷせいど	性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的とした制度。パートナーシップの届出を市長が受理し、受理したことを証する書面(パートナーシップ届受理証)を交付する。届出は、同性同士、異性同士にかかわらず行うことができる。
70	ハーモニカ横丁	はーもにかよこちょう	吉祥寺駅北口すぐにある横丁のこと。名前の由来は、狭い間口の商店が並ぶ様子がハーモニカの吹き口に似ていることから名付けられたといわれている。横丁に並ぶ約100軒の店は小さな店が多い。昼間は買物客で魚屋、花屋、和菓子屋などの物販店が、夜は飲食店、居酒屋などがにぎわう。昭和20年(1945年)に駅前マーケットが出現したのが始まりで、いわゆる戦後の「闇市」と言われたものがハーモニカ横丁のルーツとされる。
12,22	8050問題	はちまるごーまるもんだい	ひきこもりの子とその親が高齢化し、50代の中老年のひきこもりの子の生活を80代の後期高齢者である親が支えるケースが増えている、という社会問題のこと。
69	話し合いの会	はなしあいのかい	「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」のこと。東京外かく環状道路が高架方式から地下方式に変更されたことを踏まえ、地上部街路(外環の2)の必要性やあり方などについて、広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する方針を取りまとめるプロセスの一環として、武蔵野市の地域住民の意見を聴くために東京都が設置している。
30,77	BCP	びーしーぴー	「Business Continuity Plan(事業継続計画)」の略。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

頁	用語	ふりがな	説明
76	PPPガイドライン	ぴーぴーぴーがいどらいん	PPP(公民連携:Public Private Partnership)に関する市の基本的な考え方を定めるほか、事業手法(現ガイドラインでは市有地貸付方式に限定)を検討する際のプロセス並びに事業過程における市民及び議会との関わり方を示したもの。平成30(2018)年3月に策定した。
12,22,31	ひきこもり	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念。
53	肥培管理	ひばいかんり	農作物の栽培に必要な農地を整備するための行為(例:整地、播種、施肥、排水、除草など)
85	標準財政規模	ひょうじゅんざいせいきぼ	各地方公共団体において、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額。通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる。
41	開かれた学校づくり協議会	ひらかれたがっこうづくりきょうぎかい	学習指導や学校行事、教育活動、児童生徒への指導、学校と家庭・地域の連携など学校運営に関して、広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、全ての市立小中学校に設置された協議会。委員は地域、保護者、関係団体等の代表から構成され、年4回程度、校長の招集により開催。
20,80,85,88,89	扶助費	ふじよひ	児童福祉、生活保護など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
68	附置義務自転車駐車場	ふちぎむじてんしゃちゆうしゃじょう	官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、共同住宅等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者が、指定区域内に当該施設を新築、増築又は改築をしようとする場合に、当該施設若しくは敷地内、又はその周辺に設置しなければならない自転車駐車場。
52	ふるさと応援寄附	ふるさとおうえんきふ	ふるさと納税制度本来の趣旨に鑑み、武蔵野市の魅力の発信、地域産業の振興並びに市政の充実及び財源の確保を図るため、令和元(2019)年10月1日から武蔵野市が実施するふるさと納税制度の呼称。
10,21,29	フレイル	ふれいる	加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害が起きたり、要介護状態となったり、疾病等の重症化を招くなど、心身の脆弱化が出現するが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことを指す。
22	放課後等デイサービス	ほうかごとうでいさーびす	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定される障害児通所支援サービス。就学している障害児を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行う。
71	補助幹線道路	ほじょかんせんどうろ	一般的には、幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では近隣住区内に目的をもつ人々が、日常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路をいう。 この計画では、三鷹駅北口地区補助幹線道路(三鷹駅北口に位置する三鷹通りと中町新道間をつなぐ道路)のことを指している。駅周辺地域の土地利用の促進及び駅前広場内への通過交通の流入抑制を目的として、平成7(1995)年に道路区域決定・変更が行われた。
ま行			
52	マイクロツーリズム	まいくろつーりずむ	海外や遠方への移動を伴わない、近隣地域内での観光形態。コロナ禍以降の観光スタイルとしても注目され、令和4(2022)年版国土交通省観光白書では全国的な進展が認められている。
58,63,64	まちづくり条例	まちづくりじょうれい	本市のまちづくりの基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手続、開発事業等に関わる手続・基準等を定めた条例。市民等・開発事業者・市が協力し、計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
50	学びおくりあい	まなびおくりあい	第二期武蔵野市生涯学習計画では、「学びおくりあい、わたしたちがつくるまち」を基本理念としている。市民が自分の人生を豊かにするために学び、それを他者、地域、コミュニティ、社会、次の世代へ伝えようこと。

頁	用語	ふりがな	説明
24,62,71	三鷹駅北口街づくりビジョン	みたかえききたぐちまちづくりビジョン	補助幹線道路の整備により、三鷹駅北口の交通環境が大きな変化を迎える概ね10年後の街の方向性と目指すべき街の姿を描き、その実現に向けた取組みを示している。平成29(2017)年5月策定。
55,56	水循環	みずじゅんかん	水が蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水・地下水として河川の流域を中心に循環すること。
68	未着手路線	みちやくしゅろせん	都市計画法に基づき定める都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していない、または現道がない路線のこと。
58	緑と水のネットワーク	みどりともみずのねっとわーく	本市が「緑の基本計画」に基づき推進している取組み。緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションの機能、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺の機能の向上を目指している。
75	未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針	みりょう・ていりょうちのゆうこうかつようにかんするきほんほうしん	市有地のうち、使用目的が定まっておらず、未利用、低利用となっている土地の有効活用を図るため、平成21(2009)年5月に基本的な方針を策定した。本市における有効活用の基本的な方針として「活性化を図る土地」「保有する土地」「売却する土地」「その他」のいずれかに位置付けるとともに、毎年見直しを行い公表している。
8,23,55,58	むさしのエコレポート	むさしのえこりぞーと	市役所北側にある旧武蔵野クリーンセンターのプラットホームと事務所棟をリノベーションして整備した環境啓発施設。令和2(2020)年11月に開館し、地球温暖化、ごみ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など様々な環境分野について啓発を行っている。
23,40	むさしのクレスコーレ	むさしのくれすこーれ	武蔵野市教育委員会がNPO法人に事業を委託して行う、居場所機能や相談機能を重視した学校に行かない・行けない中学生が自由に過ごせる居場所・学びの場。
39	武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針	むさしのしがくしゅうしゃようこんぴゅーたかつようしん	武蔵野市の児童生徒の実情を鑑み、学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するために必要な知見を蓄積し、教職員の習熟を図るため、児童生徒がタブレット端末を使用できる環境を整備し、令和3(2021)～5(2023)年度に施行を実施したうえで本市としての学習者用コンピュータ活用の指針を定めたもの。
61,63,64	武蔵野市景観ガイドライン	むさしのしけい かんがいどらいん	市民等・開発等事業者・市などのまちづくりに取り組む主体が景観への意識を高め、さらなる魅力あるまちづくりを進めるためのガイドライン。景観まちづくりの具体的な方針を示している。平成29(2017)年4月策定。
64	武蔵野市景観道路計画	むさしのしけい かんどうろけい かく	「景観道路の形成に向けた考え方」を定めるとともに、無電柱化の推進に関する法律第8条第2項の規定により、国の無電柱化推進計画及び東京都の無電柱化計画を基本とした、「無電柱化の推進に向けた考え方・施策(市町村無電柱化推進計画)」を定めたもの。令和5(2023)年3月策定。
24,75	武蔵野市公共施設保全改修計画	むさしのしこう きょうしせつほぜん かいしゅうけい かく	公共施設を新築し解体するまでの間、安全に施設運営を続けるためには、経年等による劣化や性能の低下に対して、適切な改修・修繕を行い、建物を健全な状態に維持する必要がある。本計画は、安全性の確保、機能維持、要求性能の確保、長寿命化・延命化、財政負担の軽減化・平準化を目的とし、保全整備の方針に基づくこれまでの取組みを継続するとともに、新たに計画的な大規模改修を位置付け、保全体制の強化を目指していくものとして、令和4(2022)年1月に策定した。
66	武蔵野市水道事業運営プラン	むさしのしすいど うぎょううんえい ぷらん	適切な水道事業運営を行うため道標となる計画。計画期間を令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とし、その間における、事業運営及び運営体制、水道施設の維持管理及び機能更新、都営水道一元化等の方針を示す。
24,69	武蔵野市第四次住宅マスタープラン	むさしのしだいよ じじゅうたくます たーぷらん	まちづくりや福祉的な視点も含め、住宅施策を総合かつ体系的に展開するための方向性を示すとともに、市民をはじめ、様々な主体と連携による住宅・住環境づくりを進めるうえでの基本的な指針。令和3(2021)年3月に策定。
28	武蔵野市地域医療構想(ビジョン)	むさしのしちいき いりょうこうそう (びじょん)	高齢化の進行による在宅医療のニーズや子育て世代の医療ニーズが高まっていく中、地域医療の課題と取り組むべき事項を整理したもの。地域医療の充実に向け「市民の生命と健康を守る病院機能の充実」、「市民の在宅療養生活を支える仕組みづくり」、「地域包括ケアと在宅医療の推進のための人材確保及び育成」についての基本的な考え方と課題解決を図るための今後の方向性を示している。平成29(2017)年5月策定。

頁	用語	ふりがな	説明
24.61, 62.63	武蔵野市都市計画マスタープラン	むさしのしとしけ いかくますたー ぷらん	都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針。本市においては、都市計画とまちづくりを進めていくために、市と市民が共有するビジョンを示す計画としており、およそ20年後の姿を描きながらおおむね10年ごとに改定を行っている。令和3(2021)年9月策定。
64	武蔵野市道路総合管理計画	むさしのしどうろ そうごうかんりけ いかく	将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、今後の道路管理の方向性や取組みについて定めた計画。平成30(2018)年3月に策定。
24.67	武蔵野市バリアフリー基本構想	むさしのしばりあ ふりーきほんこう そう	主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進についての取組みを示したもの。令和4(2022)年3月策定。
67	武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画	むさしのしばりあ ふりーどうろとく ていじぎょうけい かく	武蔵野市バリアフリー基本構想に基づき、歩行者優先を基本に、歩道の有効幅員や路面の平坦性・勾配の確保等、安全で快適な歩行空間を整備することにより、「歩いて楽しいまちづくり」を推進するための計画。平成30(2018)年3月に策定。
40	武蔵野市民科	むさしのしみん か	本市で進めてきた「市民性を高める教育」(シチズンシップ教育)をさらに充実・発展させるために、「自立」「協働」「社会参画」の視点から、総合的な学習の時間、「特別の教科道徳」、特別活動、各教科等の内容を教科横断的に組み合わせた単元を編成し、「武蔵野市民科」として実施する。小学校5年生～中学校3年生が対象。平成29(2017)年度から検討を始め、モデルカリキュラムを作成した。各学校で単元指導計画を作成し、令和3(2021)年度から本格実施している。
39	むさしのジャンボリー事業	むさしのじゃんぼ りーじぎょう	市内在住の小学校4～6年生を対象に、青少年問題協議会(青少協)地区委員会と市が共催して長野県川上村の市立自然の村で実施する2泊3日の野外体験事業。自然の中で様々な体験をすることにより、自立心、創造性、豊かな心を育むことを目的としている。
50	武蔵野地域五大学	むさしのちいきご だいがく	平成5(1993)年2月、武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を設置し、各大学の資源を活用した市民向けの生涯学習に関する事業を行っている。「武蔵野地域五大学共同講演会」、「武蔵野地域五大学共同教養講座」、「武蔵野市寄付講座」を実施している。
50	武蔵野ふるさと歴史館	むさしのふるさと れきしかん	文化財の保護普及を行い、旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な歴史資料を収集、収蔵、研究、公開し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と、歴史公文書等の選別、収蔵、公開を行う公文書館の役割を併せ持つ施設。博学連携事業に取組み、市内の小中学校との教育連携を行っている。平成26(2014)年12月開館。
48.50	武蔵野プレイス	むさしのふれい す	武蔵境のまちづくりの推進の一環として、「図書館」「生涯学習支援」「青少年活動支援」「市民活動支援」の4つの機能を持ち、幅広い年代の方が交流する「場」として、地域社会の活性化を深める公共施設。平成23(2011)年7月開館。(公財)武蔵野文化生涯学習事業団に指定管理委託をしている。
67	ムーバス	むーばす	市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている本市のコミュニティバスの愛称。運賃を100円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した200m平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど、利用しやすさ、使いやすさに配慮している。平成7(1995)年に運行開始。
や行			
51	ヤングアダルト	やんぐあだると	「子どもと大人の間の世代」という意味で、本市では主に12歳から19歳を対象としている。
12.36	ヤングケアラー	やんぐけあらー	家族にケアを要する人がいる場合に、家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされ、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。
66	有機フッ素化合物	ゆうきふっそか ごうぶつ	独特の性質(水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等)を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられてきた化学物質。

頁	用語	ふりがな	説明
ら行			
40	ラーニングcommons	らーにんぐこもんず	本来は図書館などに設けられる総合的な自主学習のための環境で、ICT機器や学習スペースなどを備え、従来からある書籍の閲覧だけでなく、グループ学習や討論会など様々な学習形態の活用に対応するためのスペース。本市の改築後の学校においては、従来の学校図書館、パソコン教室に、多目的室の機能などを加えた総称として用い、学習の中心として位置づけることを検討している。
67	リフトタクシーつながり	りふとたくしーつながり	身体の不自由な人や寝たきりで外出が困難な方等の外出を支援するための、リフト・寝台付きタクシーを用いた移送サービス。乗務員はヘルパーや患者搬送等の資格を有しており、車いすや寝台での外出に対応するほか、エレベーターのないアパートやマンションからの外出についても支援を行うことができる。市は運行を実施する事業者と協定を結び、リフトタクシーの運行及び維持管理等に要する経費を補助している。
38	利用者支援事業	りようしゃしえんじぎょう	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つ。子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
58	緑被地	りよくひち	上空から見た、樹木地・草地・農地・屋上緑化で構成される緑に覆われた部分。緑被地の面積を任意の区域で集計し、対象区域の面積で割った割合を緑被率という。
23,51	レガシー	れがしー	レガシー(legacy)とは本来、過去に築かれた精神的・物理的遺産を意味するが、本計画においては、オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催により開催都市や開催国が、長年にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のことを指す。
29,67	レモンキャブ	れもんきゃぶ	バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。
わ行			
72,76,77,78	ワーク・ライフ・マネジメント	わーく・らいふ・まねじめんと	働く人が、仕事以外にも、家庭や地域を大切に、自己啓発への取り組みや、心身の健康のために休暇を楽しむなど、「仕事の充実」と「プライベートの充実」を自らマネジメントしていくこと。